

学校給食の安定的な運営のため、事業者の選定や契約の在り方等に関する留意事項を整理するとともに、物価上昇等を踏まえた適切な契約変更等に向けた取組をお願いするものです。

7 初健食第8号
令和7年9月16日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
檜原 哲哉

学校給食の安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）

学校給食は、栄養バランスの取れた食事の提供により、子供たちの健康の保持増進を図るとともに、食に関する指導を効果的に進める上で大きな教育的意義を有するものです。

学校給食が物価高騰等に左右されることなく、安定的に運営されることは重要であり、これまでも、「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について」（令和5年11月10日付け5文科初第1458号文部科学省初等中等教育局長通知）を发出し、エネルギー・食料品価格等の上昇等を踏まえた適切な契約変更等の在り方や安定的に実施可能な事業者の選定方法について周知したところです。これらに加えて、とりわけ学校給食に係る業務委託等を実施する場合には、事業者との契約等の在り方について、十分に検討し、安定的な運営が可能となるよう体制を整備しておく必要があります。

また、文部科学省が令和6年度に実施した事業（「効率的で安定的な学校給食用食材の調達に関する調査研究」。以下「文部科学省委託事業」という。）では、教育委員会及び給食事業者団体への調査を通じて、学校給食用食材の調達に関する契約書類や発注・納品・検収の在り方などにおいて、学校給食の安定的な運営に向けて複数の課題が明らかとなりました。（詳細は別添1参照）

加えて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号。以下「物流効率化法」という。）が第213回通常国会で成立し、令和7年4月1日から施行されました（一部内容は、令和8年4月1日施行）。物流効率化法では、荷主と物流事業者双方に対して、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課されることとなっており、学校設置者や給食事業者についてもその対象とされているところです。（詳細は参考資料参照）

さらに、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（周知）」（別添2）において周知しているとおり、令和7年6月1日には、労働安全衛生規則が改

正され、熱中症の重篤化を防止するための措置が事業者に対して義務付けられたところでは、

学校給食に係る業務については、事業者からの食材調達はもとより、令和5年度「学校給食実施状況等調査」の結果によれば、調理業務や食器洗浄業務、運搬業務を外部委託している学校が5割を超える状況にあるなど、事業者との連携が重要な要素となっており、今後も学校給食を安定的・継続的に運営していくためには、各学校設置者等において、こうした関係法令の改正や社会的な変化等を的確に捉え、適切に対応していくことが重要です。

なお、物価高騰等への対応については、これまでも重点支援地方交付金の積極的な活用について依頼してきたほか、令和7年度地方財政計画において、学校など自治体施設の光熱費の高騰や、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加への対応として、一般行政経費（単独）に1,000億円が計上（前年度比300億円増）されているところですので、引き続き、適切に対応いただくようお願いいたします。

これらのことを踏まえ、学校給食の安定的な運営に向けて、今一度、御留意いただきたい事項について、下記のとおり整理しましたので、学校給食の実施に当たっては、各学校設置者及び学校において適切に対応いただくようお願いいたします。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださるようお願いいたします。

記

学校給食法（昭和29年法律第160号）において、学校給食の実施者は、学校の設置者とされていることを踏まえ、学校設置者が主導して下記の事項について適切に対応すること。

1. 安定的に実施可能な事業者の選定について

- 学校給食に係る業務委託等における事業者の選定に関しては、安定的・持続的な食事提供等の観点から、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど適切に対処すること。
- 特に、公立学校における学校給食の業務委託等に係る事業者の選定に際して、一般競争入札や指名競争入札の方法により契約を締結する場合には、ダンピング受注（その契約代金の額によっては学校給食業務の適正な実施が見込まれない契約の締結をいう。）を防止し、安定的・持続的に学校給食を実施する観点から、需給の状

況、材料及び人件費（最低賃金についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成すること。また、低入札価格調査制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項）や最低制限価格制度（同令第167条の10第2項）、総合評価落札方式（同令第167条の10の2）を活用するなど、適切に対処すること。

- 事業の安定性等価格以外の要素を考慮した調達方法である総合評価落札方式を導入し、落札者決定基準を定めるときは、例えば、学校給食衛生管理基準等の理解度、調理経験、企業の経営状態、従事者の業務実施体制、報告体制、人材育成・労務管理等の基準を設定するなど、適切に対処すること。

2. 事業者との適切な契約の締結及び運用について

- 学校給食の食材調達や業務委託等における事業者との契約の締結に当たっては、契約金額や業務内容、責任の所在等に対する委託者と受託者の認識の齟齬等に起因するトラブルを防止する観点等から、基本的には契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成すること。その際、文部科学省委託事業において、現状の契約実態において以下のような課題が見られたことを踏まえ、対応を検討いただきたいこと。（別添1：54～59P）

【主な課題】

- ① 取引に用いる書式が不統一で、それぞれの書式に対応する手間が複数回発生
- ② やり取りが電話・FAX中心であり、DXが進んでいない
- ③ そもそも契約書が作成されていない、又は、契約書に発注条件、キャンセル条項、支払期日、協議手続等の記載がない
- ④ 納品時刻指定の幅が非常に狭い

特に、①は上記課題を踏まえ作成した契約書の記載例とその解説（別添資料1：60P以降）を参考にしながら改善に努めるとともに、②については、「学校とのFAXでのやり取りの慣行・学校現場に関連する押印ルールの見直しについて（依頼）」（別添3）を踏まえ、やむを得ない事情がある場合を除き、学校と事業者とのFAXでのやり取りの原則廃止に向けて慣行を見直すこと。

- 一般的に、学校給食の業務委託については、契約期間が複数年にわたることが多いことから、その間の光熱水費の上昇、最低賃金額の改定等を踏まえた適切な契約金額の変更に対応するため、あらかじめ、契約の中にいわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）を設け、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合には、学校における安定的・持続的な食事提供等の観点から、契約金額の変更や受託事業者への支援など適切に対処すること。
- なお、契約金額の変更等について事業者側から申し出しやすい環境となるよう、契約書において、具体的な協議事項を例示したり、発注者、受注者の双方が誠実に協議することを定めたりするなど、迅速かつ適切に協議を行えるようにすること。

- 令和7年4月1日より物流効率化法が施行され、荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課せられることになったことを踏まえ、荷主となる各学校設置者・学校においては、特に、学校給食用食材の受渡しにあたり、荷待ち時間（ドライバーの到着から荷役等開始までの待ち時間）や荷役（荷積み・荷卸し）等時間の短縮に資するよう、納入時刻や検収の在り方等の見直し（納入までに受入準備を終える、資材回収や庫入れ作業の分担を協議するなど）に努めること。
- 事業者側から積載効率の向上等に資する措置を円滑に実施するため、学校給食用食材の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨の申し出があった場合には、必要な協力（巡回・共同配送しやすいよう受入時間枠を広げるなど）に努めること。

3. 学校給食施設における熱中症対策等について

- 学校給食施設は、調理に伴い熱や蒸気が発生し、高温多湿な環境となりやすいことから、熱中症対策を実施すること。
- 特に、令和7年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務付けられていることから、これらについて遺漏なく対応すること。
- 学校給食施設における熱中症対策に当たっては、「学校給食衛生管理基準」（平成21年3月31日文科科学省告示第64号）において示しているとおり、ドライシステムの導入に努めていただくとともに、空調（冷房）設備の設置についても進めていただくこと。
- なお、上記の施設・設備の整備には時間を要することもあることから、「学校給食衛生管理基準」の内容も踏まえつつ、例えば、洗浄・清掃作業時において軽装（半袖白衣等）を導入するなど、柔軟に熱中症対策を講じること。
- 調理等の業務を外部委託して実施する場合には、当該業務の受託者に対して労働安全衛生規則に基づく義務が課せられるほか、給食業務従事者の労務管理は受託者において行われることになるが、そのような場合においても、施設・設備など受託者が変更する余地のない作業環境については、上記内容も参考としつつ、学校設置者において対応を検討する必要があることに留意するとともに、各学校給食施設の実情等を踏まえ、受託者の行う熱中症対策に協力すること。
- その他、学校給食施設・設備や作業工程・方法等について、定期的に点検を実施し、その結果に基づいて、安全装置の設置や機械設備の補修、保護具等の整備を行う等、給食業務従事者の安全と健康の確保のために必要な措置を講じること。

【添付資料】

- 別添 1 文部科学省令和 6 年度委託事業「効率的で安定的な学校給食用食材の調達に関する調査研究」報告書
- 別添 2 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（周知）」
(令和 7 年 5 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
- 別添 3 「学校との FAX でのやり取りの慣行・学校現場に関連する押印ルールの見直しについて（依頼）」(令和 6 年 8 月 9 日付け内閣官房デジタル行財政改革会議事務局・文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課事務連絡)

【参考資料】

- 国土交通省HP [「物流効率化法」理解促進ポータルサイト](#)

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111（内 2095） shoku@mext.go.jp